

万が一に備えて自動車等の中に保管して下さい。

交通事故に遭ったら

私たちは、どこに行くにも、車での移動が不可欠な車社会にあって、自らの「過失事故」や「もらい事故」に遭遇してしまうかもしれないと言う、恐れを誰もが感じている事と思います。そこで、交通事故に遭った場合、どうしたら良いのでしょうか。

事故現場でする事

- 相手の免許証、名前を確認する。(車種、ナンバーをメモすると良い)
- 警察に電話をして、事故状況、場所、名前を告げる。(24時間以内)
- 相手の電話番号を確認する。(自宅の電話番号を確認、携帯番号は番号変更ができるので避ける)
- 交通の妨げになる場合は、移動する。(それ以外は警察の指示に従う)
- 相手に自分の連絡先電話番号を告げる。(携帯電話)
- 交差点の事故は相手の証言が変わる場合が多いので、後ろの車の運転手やその他目撃者にも証言してもらうのが良いでしょう。(名刺をいただくか、携帯番号を聞きましょう)
- 事故処理の時間がない時は、その旨を警察に伝え、後ほど二人で警察に出頭して下さい。
- 上記の場合は、必ず相手の免許証、名前、名刺、電話番号(自宅、携帯)、車種、ナンバー等、後で確認できるものをメモしてください。
- 相手が任意保険に加入しているか否かを確認して下さい。

体に違和感・痛みを感じたら

- 体に違和感や痛みが出ましたなら、当院に受診、または連絡くださるか、整形外科を受診して下さい。
- 事故当日、翌日に当院や病院で受診する場合は、窓口で交通事故と申し出て下さい。(病院の場合は治療費等は現金治療となることが多い、但し、翌日支払いも可)
- 当院に受診した場合は、治療費は保険会社に全額請求いたします。
- 治療先の選択は、患者様の「自己自由選択権利」によって選択できます。
【当院は確かな治療と、補償その他に関する環境にもしっかりとサポートをさせて頂いています。】
病院に通院している場合でも、当院に転院(変更)する事も、または、併用しての治療(通院)も出来ます。当院にご相談下さい。

保険・補償について

- 自分の任意保険会社にも後日、事故に遭った事を連絡して下さい。(搭乗者保険)
- 相手が、任意保険に加入していない場合は「被害者請求」する事もできます。ご相談下さい。(当院が患者様の変わりに保険請求する事もできます)
- 過失割合によっては、相手の保険会社も自分の保険会社も処理してくれない場合があります。(過失が5割以上)(当院が患者様の変わりに請求する事もできます)
- 当て逃げ、ひき逃げの場合も国の補償制度がありますので、必ず警察にご連絡して下さい。(当院が患者様の変わりに保険請求する事もできます、但し健康保険証を使います)

■補償内容

慰謝料(国の規定額)・交通費(自動車の場合はガソリン代1km.につき15円・電車料金・バス料金)・タクシー代
入院雑費(1日1100円・休業補償(主婦も家事仕事で補償)・メガネ・コンタクト・義足等・治療費・文書料・・・
自動車の修理代・レンタカーetc.(任意保険から)

事故に遭いましたなら、すぐに当院に受診するかご連絡下さい

中川接骨院

TEL:022-264-1202

仙台市青葉区小田原4-2-18

斎藤接骨院

TEL:022-301-3325

仙台市泉区南光台3-18-17

鉄砲町分院

TEL:022-299-2511

仙台市宮城野区鉄砲町166番地
ブラザ和光ビル1F